

けんぽだより

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は
各健康保険組合等にお問い合わせください。

任意継続健康保険のお手続き

ご退職後は以下のいずれかの健康保険制度への加入が必要となります。
保険料等を比較したうえで、ご自身で新しい健康保険への加入手続きをお願いいたします。

	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)	協会けんぽの任意継続健康保険
保険料	加入する世帯の人数や前年の所得等によって決定 ※離職理由により保険料が軽減される場合があります	なし ※被扶養者の保険料負担はありません	退職時の健康保険料の約2倍 ※金額には上限があります
加入条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	家族が加入している健康保険の扶養認定条件を満たしていること ※ご家族の勤務先にお問い合わせください	●退職までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること ●退職日の翌日から20日以内の手続き
手続先	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

保険料等を比較した結果、協会けんぽの任意継続健康保険への加入を希望される場合は、
「健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書」をご記入のうえ、**退職日の翌日から20日以内**にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ**必着**でご提出ください。
なお、申出書の提出が退職日の翌日から20日を過ぎてしまうと原則、任意継続健康保険にご加入いただけません。

任意継続被保険者
資格取得申出書
ダウンロードは
こちら▶



任意継続健康保険
について
詳しくはこちら▶



※令和5年1月より、申請書の様式を変更しております。
新様式の申請書をご使用ください。(裏面中段をご覧ください)

【被扶養者がいる場合の添付書類】

※被扶養者となる方が国内居住の場合
※令和5年1月の申請書の様式変更に伴い、被扶養者がいる場合の添付書類等の取扱いが変更されています。

	在職時より引き続き被扶養者となる場合		任意継続の資格取得と同時に新たに被扶養者となる場合
	マイナンバーによる情報照会の実施を希望する場合(※1)	マイナンバーによる情報照会の実施を希望しない場合	
被保険者と同居	●添付書類不要(※2)	●収入を証明する書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●同居していることを証明する書類
被保険者と別居	●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類	●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類

※1 在職時より引き続き被扶養者となる方の収入状況の確認のため、申請書裏面(2ページ)の下段「情報照会欄」に住民票住所の郵便番号を記載してください。

※2 協会けんぽがマイナンバーを未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、添付書類の提出が必要になる場合があります。

お問い合わせ先 業務グループ TEL 043-382-8311(代表)

特定疾病療養受療証、限度額適用認定証をお持ちの方へ 保険証が変更となった場合は再度申請が必要です！

任意継続健康保険に加入した場合や、
転職等で新たに健康保険の資格を取得した場合には、
再度、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証の
申請が必要です。

以前に作成したものは使用できませんのでご注意ください。

※令和5年1月より、申請書の様式を変更しております。

限度額適用認定証
申請書ダウンロードは
こちら▼

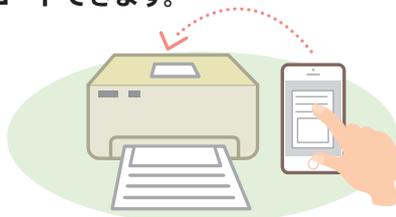


特定疾病療養受療証
申請書ダウンロードは
こちら▼



令和5年1月に 申請書の様式を変更しました

令和5年1月より、申請書の様式を変更しております。
旧様式の申請書で提出された場合、事務処理に時間を要しますので、
新様式の申請書の使用をお願いいたします。
申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。



新様式の
申請書ダウンロードは
こちら▼



お問い合わせ先 業務グループ TEL 043-382-8311 (代表)

マイナンバーカードが保険証として利用できます

令和3年10月20日より一部の医療機関や薬局の窓口にて保険証のほかに、マイナンバーカードが
保険証として利用できるようになりました。

令和5年4月1日からおおむねすべての医療機関・薬局で使うことのできるよう導入が進められています。
なお、マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前にマイナポータルでの申込みが必要です。

メリット4点のご紹介

1 就職・転職・引越後も
保険証として利用できます

2 マイナポータル[※]で
特定健診情報や薬の情報を
確認できます

3 マイナポータルで
確定申告の医療費控除が
簡単になります

4 手続きなしで限度額以上の
一時的な支払が不要
になります

※マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップで可能になり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

厚生労働省
特設ページは
こちら▼



保険証利用の
お申し込みは
こちら▼



お問い合わせ先 企画総務グループ TEL 043-382-8315

 全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階
TEL043-382-8311 (代表)

 お手続きは
郵送をご利用
ください



ご退職される方・扶養から
はずれる方の保険証は
速やかに返納ください。